

日銀シス第13号
平成29年3月8日

オンライン担保差入先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則
(担保関係事務)」の一部改正に関する件

日本銀行では、規程整備の観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、平成29年3月21日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」中
一部改正

- 第3編の（業務コードの概要）の口座区分コードを横線のとおり改める。
- 口座区分コード
 - 参加者口座の口座区分を示します。利用細則（国債振替決済関係事務）第3編を参照してください^(注)。
 - ~~（注）ただし、担保関係事務においては、「12」（預り口Ⅱ）は対象となりません。~~